

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和2年4月1日財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）別紙「英国、欧州連合、スイス及びノルウェー向け輸出水産食品の取扱要綱」新旧対比表（主な変更部分のみ抜粋）

改正後	改正前
<p>別紙 EU-S1</p> <p style="text-align: right;">（作成日：平成21年6月4日） （最終更新日：<u>令和2年5月11日</u>）</p> <p style="text-align: center;">英国、欧州連合、スイス及びノルウェー向け輸出水産食品の取扱要綱</p> <p>目次 （略）</p> <p>○別添一覧 別添1～別添9 （略） 別添10 養殖場等<u>認定用</u>・都道府県符号 別添11 （略）</p> <p>○別紙様式一覧 別紙様式1-1～別紙様式1-3 （略） <u>別紙様式1-4 施設認定申請書様式</u> 別紙様式2 施設認定<u>スクリーニング</u>結果通知様式 別紙様式3 施設認定<u>スクリーニング</u>結果通知様式 別紙様式4～別紙様式5-3 （略） <u>別紙様式5-4 認定書様式</u> 別紙様式6-1～別紙様式6-3 （略） <u>別紙様式6-4 変更承認申請書様式</u> 別紙様式7-1～別紙様式7-3 （略） <u>別紙様式7-4 変更承認書様式</u></p>	<p>別紙 EU-S1</p> <p style="text-align: right;">（作成日：平成21年6月4日） （最終更新日：<u>令和2年4月1日</u>）</p> <p style="text-align: center;">英国、欧州連合、スイス及びノルウェー向け輸出水産食品の取扱要綱</p> <p>目次 （略）</p> <p>○別添一覧 別添1～別添9 （略） 別添10 養殖場等<u>登録用</u>・都道府県符号 別添11 （略）</p> <p>○別紙様式一覧 別紙様式1-1～別紙様式1-3 （略） <u>（新規）</u> 別紙様式2 施設認定<u>一次審査</u>結果通知様式 別紙様式3 施設認定<u>一次審査</u>結果通知様式 別紙様式4～別紙様式5-3 （略） <u>（新規）</u> 別紙様式6-1～別紙様式6-3 （略） <u>（新規）</u> 別紙様式7-1～別紙様式7-3 （略） <u>（新規）</u></p>

別紙様式 8-1～別紙様式 13-2 (略)

別紙様式 13-3 施設認定報告書様式

別紙様式 14-1～別紙様式 42-1 (略)

別紙様式 42-2 施設認定スクリーニング結果通知様式

別紙様式 42-3 施設認定スクリーニング結果報告書様式

別紙様式 43-1 スクリーニング機関認定申請書様式

別紙様式 43-2 スクリーニング機関認定書様式

別紙様式 43-3 スクリーニング機関認定事項変更申請書様式

別紙様式 43-4 スクリーニング機関認定取消申請書様式

1. 目的

この要綱は、英国、欧州連合（本要綱において「EU」という。）域内、スイス及びノルウェーに輸入される水産食品について、輸出国の管轄当局による食品・動物衛生証明書（本要綱において「衛生証明書」という。）の発行、生産区域の指定及び適合施設の認定が求められていることから、関係事業者が遵守すべき衛生要件並びに農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号。本要綱において「施行規則」という。）第3条及び第5条に基づく衛生証明書の発行、第8条及び第10条に基づく適合区域の指定並びに第11条に基づく確認並びに第14条及び第16条に基づく適合施設の認定並びに第19条に基づく確認に関する手続等を定めるものである。

2. 用語の定義

本要綱において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

(1)～(32) (略)

(33)「スクリーニング」とは、農林水産大臣に提出された適合施設の認定申請の内容について、農林水産省における審査の前に、認定要件への適合性の確認を行い、農林水産省における審査の対象となる施設を選別するとともに、適切な技術的助言を行うことをいう。

別紙様式 8-1～別紙様式 13-2 (略)

(新規)

別紙様式 14-1～別紙様式 42-1 (略)

別紙様式 42-2 施設認定一次審査結果通知様式

別紙様式 42-3 施設認定一次審査結果報告書様式

別紙様式 43-1 一次審査機関認定申請書様式

別紙様式 43-2 一次審査機関認定書様式

別紙様式 43-3 一次審査機関認定事項変更申請書様式

別紙様式 43-4 一次審査機関認定取消申請書様式

1. 目的

この要綱は、英国、欧州連合（本要綱において「EU」という。）域内、スイス及びノルウェーに輸入される水産食品について、輸出国の管轄当局による食品・動物衛生証明書（本要綱において「衛生証明書」という。）の発行、生産区域の指定及び適合施設の認定が求められていることから、関係事業者が遵守すべき衛生要件並びに農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第3条及び第5条に基づく衛生証明書の発行、第8条及び第10条に基づく適合区域の指定並びに第11条に基づく確認並びに第14条及び第16条に基づく適合施設の認定並びに第19条に基づく確認に関する手続等を定めるものである。

2. 用語の定義

本要綱において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

(1)～(32) (略)

(33)「スクリーニング」とは、農林水産大臣に提出された適合施設の認定申請の内容について、農林水産省における審査の前に、認定要件への適合性の確認を行い、農林水産省における審査の対象となる施設を選別するとともに、適切な技術的助言を行うこと。

(34) (略)

3. (略)

4-1. 水産食品の処理、加工又は製造等（船上における場合を含む。）を行う施設の農林水産省における認定に係る手続等（法第17条第1項関係）

(1)～(5) (略)

(6) 変更の申請

食品事業者は、(1)の申請事項について変更しようとするときは、別紙様式6-1によりあらかじめ食料産業局の承認を得るものとする。食料産業局は、変更内容が3.の要件を満たしていることを認めた場合、別紙様式7-1により申請者あて通知する。

(7)・(8) (略)

4-2.～5-3. (略)

6-1. 水産食品の処理、加工又は製造等（船上における場合を含む。）を行う施設の厚生労働省における認定に係る手続等

水産食品の処理、加工又は製造等（船上における場合を含む。）を行う施設を認定する者は、申請しようとする施設を所管する都道府県知事等を原則とし、その手続は6-1-1によるものとする。ただし、都道府県知事等が認定しない地域にあっては、当該地域を所管する地方厚生局（本要綱において「地方厚生局」という。）の長が認定し、その手続は6-1-2によるものとする。

なお、6-1-1.(5)から(7)まで及び6-1-2.(5)から(7)までの手続については、施設を認定した都道府県等衛生部局又は地方厚生局においてそれぞれ行うものとする。

(1) (略)

(34) (略)

3. (略)

4-1. 水産食品の処理、加工又は製造等（船上における場合を含む。）を行う施設の農林水産省における認定に係る手続等（法第17条第1項関係）

(1)～(5) (略)

(6) 変更の申請

食品事業者は、(2)の申請事項について変更しようとするときは、別紙様式6-1によりあらかじめ食料産業局の承認を得るものとする。食料産業局は、変更内容が3.の要件を満たしていることを認めた場合、別紙様式7-1により申請者あて通知する。

(7)・(8) (略)

4-2.～5-3. (略)

6-1. 水産食品の処理、加工又は製造等（船上における場合を含む。）を行う施設の厚生労働省における認定に係る手続等

水産食品の処理、加工又は製造等（船上における場合を含む。）の認定する者は、申請しようとする施設を所管する都道府県知事等を原則とし、その手続は6-1-1によるものとする。ただし、都道府県知事等が認定しない地域にあっては、当該地域を所管する地方厚生局（本要綱において「地方厚生局」という。）の長が認定し、その手続は6-1-2によるものとする。

なお、6-1-1.(5)から(7)まで及び6-1-2.(5)から(7)までの手続については、施設を認定した都道府県等衛生部局又は地方厚生局においてそれぞれ行うものとする。

(1) (略)

6-1-1. 都道府県知事等が認定事務を行う場合（法第17条第2項関係）

(1) 申請

認定施設のうち、処理、加工、製造又は保管を行う陸上の施設（温度管理を必要としない製品の保管のみを行う施設を除く。以下6-1-1.、6-1-2.、6-2.及び6-3.において同じ。）としての認定を受けようとする施設における製造者は、別紙様式1-3の施設認定申請書により都道府県知事等あて関係書類を添付して申請すること。なお、製造者は、認定後、欧州委員会及び農林水産省ホームページに施設名等が掲載されることを了承すること。

(2)～(8) (略)

6-1-2. 地方厚生局長が認定事務を行う場合（法第17条第1項関係）

(1)～(4) (略)

(5) 変更の申請

ア 製造者は、(1)の申請事項について、施設の構造の大幅な変更又はHACCPプランの変更を伴う変更をしようとするときは、別紙様式6-4によりあらかじめ都道府県等衛生部局を経由して地方厚生局長の承認を得るものとする。地方厚生局長は、変更内容が3.の要件を満たしていることを認めた場合、別紙様式7-4により申請者あて通知するとともに、当該施設を所管する都道府県等衛生部局に連絡すること。

イ (略)

(6) (略)

(7) 認定施設リストの変更に係る報告

地方厚生局長は、認定施設の名称、所在地、輸出品目又は認定施設の種類（加工施設又は保管施設の別）に関して、都道府県等衛生部局を経由して(5)アに基づく変更の承認又は同イに基づく変更の報告があった場合には、新旧対照表を添付し、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官に報告をすること。

6-1-1. 都道府県知事等が認定事務を行う場合（法第17条第2項関係）

(1) 申請

認定施設のうち、処理、加工、製造又は保管を行う陸上の施設（温度管理を必要としない製品の保管のみを行う施設を除く。以下6-1-1.、6-1-2.、6-2.及び6-3.において同じ。）としての認定を受けようとする施設における製造者は、別紙様式1-3の施設認定申請書により都道府県知事等あて関係書類を添付して申請すること。なお、製造者は、認定後、欧州委員会及び厚生労働省ホームページに施設名等が掲載されることを了承すること。

(2)～(8) (略)

6-1-2. 地方厚生局長が認定事務を行う場合（法第17条第1項関係）

(1)～(4) (略)

(5) 変更の申請

ア 製造者は、(1)の申請事項について、施設の構造の大幅な変更又はHACCPプランの変更を伴う変更をしようとするときは、別紙様式6-4によりあらかじめ都道府県等衛生部局を経由して地方厚生局長の承認を得るものとする。地方厚生局長は、変更内容が3.の要件を満たしていることを認めた場合、別紙様式7-4により申請者あて通知すること。

イ (略)

(6) (略)

(7) 認定施設リストの変更に係る報告

地方厚生局長は、認定施設の名称、所在地、輸出品目又は認定施設の種類（加工施設又は保管施設の別）に関して、都道府県等衛生部局を経由して(5)アに基づく変更の承認又は同エに基づく変更の報告があった場合には、新旧対照表を添付し、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官に報告をすること。

(8) (略)

6-2. 厚生労働省又は都道府県知事等の認定施設に係る衛生証明書の発行手続（法第15条第2項関係）

(1)～(3) (略)

6-3. 厚生労働省又は都道府県知事等の認定施設に係る施設の定期的な確認等（法第17条第4項関係）

(1)・(2) (略)

(3) 認定取消しの報告

上記6-1-2.(6)及び6-3.(1)ウに基づき施設認定を取消した場合には、地方厚生局長は、速やかに厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官に報告すること。

7-1. 認定施設のうち産地市場、消費地市場、養殖場等及び生産漁船の認定に係る手続等

(1) 産地市場及び消費地市場の認定手続等（法第17条第1項関係）

ア 申請

(略)

(ア) スクリーニング機関は、市場認定申請書について書類審査を行うとともに、問題がないと判断した場合には、別添3-1のチェックリストにより施設の現地調査を行うこと。

(イ) (略)

イ～エ (略)

(2) 養殖場等及び生産漁船の認定手続等（法第17条第2項関係）

ア～カ (略)

キ 認定

都道府県知事は、都道府県水産部局の書類審査及び現地調査の結果に

6-2. 厚生労働省又は都道府県知事等の認定施設に係る衛生証明書の発行手続（法第15条第1項及び第2項関係）

(1)～(3) (略)

6-3. 厚生労働省又は都道府県知事等の認定施設に係る施設の定期的な確認等（法第17条第4項関係）

(1)・(2) (略)

(3) 認定取消しの報告

上記6-1.(6)及び6-3.(1)ウに基づき施設認定を取消した場合には、地方厚生局長は、速やかに厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官に報告すること。

7-1. 認定施設のうち産地市場、消費地市場、養殖場等及び生産漁船の認定に係る手続等

(1) 産地市場及び消費地市場の認定手続等（法第17条第1項関係）

ア 申請

(略)

(ア) スクリーニング機関は、市場認定申請書について書類審査を行うとともに、問題がないと判断した場合には、別添3-1のチェックリストにより施設の現地調査を行うこと。ただし、梱包された冷凍品のEU向け輸出水産食品を、梱包を解かずに保管のみを行う施設については、食料産業局と協議した上で現地調査を省略することができる。

(イ) (略)

イ～エ (略)

(2) 養殖場等及び生産漁船の認定手続等（法第17条第2項関係）

ア～カ (略)

キ 認定

都道府県知事は、都道府県水産部局の書類審査及び現地調査の結果に

基づき、申請のあった養殖場等又は生産漁船が3.(2)及び(3)の認定要件を満たしていると認めた場合は、当該養殖場等又は生産漁船を別紙様式28により認定番号を付して認定すること。なお、認定番号は、養殖場等については養殖場等ごとに漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく免許番号とし、免許番号による認定番号を付することができない場合には、施設ごとに別添10「養殖場等認定用・都道府県符号」を活用し、上2桁は都道府県符号、3桁目以降に施設の番号を001から付し、末尾にAQを付した番号とすること。生産漁船については漁船法に基づく登録番号とすること。

ク～コ (略)

### (3) 認定変更の手続

#### ア 変更の申請

上記(1)に基づき認定された施設を管理する食品事業者が(1)アの申請事項について施設の構造設備の大幅な変更又はHACCPプランの変更を伴う変更をしようとするとき、又は上記(2)に基づき認定された施設を管理する食品事業者が(2)イの申請事項を変更しようとするときは、別紙様式32により認定先の食料産業局長又は都道府県知事に変更承認を申請すること。食料産業局長及び都道府県知事は、(1)及び(2)に準じて書類審査等を行い、別紙様式33により変更承認すること。

イ～エ (略)

(4) (略)

7-2. (略)

## 8. 養殖魚介類を使用した水産食品等の残留動物用医薬品等の取扱い

(1) (略)

(2) モニタリング計画及び実施要領の策定

ア 農林水産省及び厚生労働省は、養殖魚介類に関する残留動物用医薬品等のモニタリング計画及び実施要領を策定する。

基づき、申請のあった養殖場等又は生産漁船が3.(2)及び(3)の認定要件を満たしていると認めた場合は、当該養殖場等又は生産漁船を別紙様式28により認定番号を付して認定すること。なお、認定番号は、養殖場等については養殖場等ごとに漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく免許番号とし、免許番号による認定番号を付することができない場合には、施設ごとに別添10「養殖場等登録用・都道府県符号」を活用し、上2桁は都道府県符号、3桁目以降に施設の番号を001から付し、末尾にAQを付した番号とすること。生産漁船については漁船法に基づく登録番号とすること。

ク～コ (略)

### (3) 認定変更の手続

#### ア 変更の申請

上記(1)に基づき認定された施設を管理する食品事業者が(1)の申請事項について施設の構造設備の大幅な変更又はHACCPプランの変更を伴う変更をしようとするとき、又は上記(2)に基づき認定された施設を管理する食品事業者が(2)イの申請事項を変更しようとするときは、別紙様式32により認定先の食料産業局長又は都道府県知事に変更承認を申請すること。食料産業局長及び都道府県知事は、(1)及び(2)に準じて書類審査等を行い、別紙様式33により変更承認すること。

イ～エ (略)

(4) (略)

7-2. (略)

## 8. 養殖魚介類を使用した水産食品等の残留動物用医薬品等の取扱い

(1) (略)

(2) モニタリング計画及び実施要領の策定

ア 農林水産省及び厚生労働省は、養殖魚介類に関する残留動物医薬品等のモニタリング計画及び実施要領を策定する。

イ～キ (略)

(3) モニタリング検査の実施

ア 厚生労働省又は都道府県等認定施設の場合

(ア) (略)

(イ) モニタリング検査の実施に当たっては、都道府県等衛生部局がするものとし、別添6のAに掲げる物質の検査についてはサンプリングを実施する養殖場の所在地を管轄する都道府県等の指名食品衛生監視員がサンプリングを行い、別添6のBに掲げる物質については認定施設の所在地を管轄する都道府県等の指名食品衛生監視員がサンプリングを行うこと。

イ・ウ (略)

(4)～(6) (略)

(7) その他

ア (略)

イ 農林水産省及び都道府県等は、別添6に掲げるモニタリング対象物質について、汚染・残留防止措置を講じるよう養殖に関連する食品事業者を指導する。

ウ 農林水産省及び都道府県等衛生部局は、輸入された養殖魚介類を原材料として水産食品を加工・製造する食品事業者に対し、原材料の輸入国における当該原料に関する残留動物用医薬品等のモニタリング状況について情報を得るよう指導する。

エ (略)

オ 農林水産省、厚生労働省及び都道府県等は、養殖魚介類を使用した水産食品を取り扱う施設の認定に係る申請があった場合には、加工施設の認定までに、当該年の予定生産量、使用を予定している動物用医薬品等、当該加工施設に出荷する認定養殖場に関する情報を把握し、農林水産省及び厚生労働省は、必要に応じて、当該加工施設に係るモニタリング計画を策定する。

また、既存の認定加工施設で、新たな養殖魚介類を使用する等、モニタ

イ～キ (略)

(3) モニタリング検査の実施

ア 厚生労働省又は都道府県等認定施設の場合

(ア) (略)

(イ) モニタリング検査の実施に当たっては、都道府県等衛生部局がするものとし、別添6のAに掲げる物質の検査についてはサンプリングを実施する養殖場の所在地を管轄する都道府県等の指名食品衛生監視員がサンプリングを行い、別添6のBに掲げる物質については認定施設の所在地を管轄する都道府県等の食品衛生監視員がサンプリングを行うこと。

イ・ウ (略)

(4)～(6) (略)

(7) その他

ア (略)

イ 農林水産省及び都道府県等衛生部局は、別添6に掲げるモニタリング対象物質について、汚染・残留防止措置を講じるよう養殖に関連する食品事業者を指導する。

ウ 農林水産省及び厚生労働省は、輸入された養殖魚介類を原材料として水産食品を加工・製造する食品事業者に対し、原材料の輸入国における当該原料に関する残留動物用医薬品等のモニタリング状況について情報を得るよう指導する。

エ (略)

オ 農林水産省、厚生労働省及び都道府県等は、養殖魚介類を使用した水産食品を取り扱う施設の認定に係る申請があった場合には、加工施設の認定までに、当該年の予定生産量、使用を予定している動物用医薬品等、当該加工施設に出荷する認定養殖場に関する情報を把握し、農林水産省及び厚生労働省は、必要に応じて、当該加工施設に係るモニタリング計画を策定する。

また、既存の認定加工施設で、新たな養殖魚介類を使用する等、モニタ

リング計画を変更又は策定する場合においても、当該加工施設の変更承認までに当該年の予定生産量、使用を予定している動物用医薬品等、当該加工施設に出荷する認定養殖場に関する情報を把握し、必要に応じて、当該加工施設に係るモニタリング計画を変更又は策定する。

なお、都道府県等にあつては、把握した情報は地方厚生局を經由し、厚生労働省に報告すること。

9. ホタテガイ等二枚貝の適合区域の指定等

(1)・(2) (略)

(3) 生産海域及び中継海域のモニタリング（法第16条第3項関係）

ア 都道府県等によるモニタリング

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 貝類衛生対策委員会は、上記(ア)のモニタリングのためのサンプリング計画書を作成し、食料産業局長に連絡すること。食料産業局長は、その内容を確認し、貝類衛生対策委員会に確認等したことを連絡する。

(エ)・(オ) (略)

イ (略)

(4)～(7) (略)

10. 補足

(1)・(2) (略)

(3) 2. (34)のスクリーニング機関は、当面の間、「水産庁による対EU輸出水産食品取扱施設の認定等取扱要領」（平成26年9月11日付け水漁第817号水産庁長官通知）における事前審査機関を含むものとする。

(別添1)

施設の構造設備及び衛生管理王に関する基準

リング計画を変更又は策定する場合においても、当該加工施設の変更承認までに当該年の予定生産量、使用を予定している動物用医薬品等、当該加工施設に出荷する認定養殖場に関する情報を把握し、必要に応じて、当該加工施設に係るモニタリング計画を変更又は策定する。

9. ホタテガイ等二枚貝の適合区域の指定等

(1)・(2) (略)

(3) 生産海域及び中継海域のモニタリング（法第16条第3項関係）

ア 都道府県等によるモニタリング

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 貝類衛生対策委員会は、上記(ア)のモニタリングのためのサンプリング計画書を作成し、食料産業局長に連絡すること。食料産業局長は、上記(ウ)の連絡を受けた場合、その内容を確認し、貝類衛生対策委員会に確認等したことを連絡する。

(エ)・(オ) (略)

イ (略)

(4)～(7) (略)

10. 補足

(1)・(2) (略)

(3) 2. (33)のスクリーニング機関は、当面の間、水産庁による対EU輸出水産食品取扱施設の認定等取扱要領（平成26年9月11日付）における事前審査機関を含むものとする。

(別添1)

施設の構造設備及び衛生管理王に関する基準



第1～第3 (略)

第4 水産物を取り扱う施設（漁船を含む。）に関する個別基準

1. ～4. (略)

5. 魚油に関する基準

食用に供する魚油の原材料は以下の要件を満たさなければならない。

ア 本要領の規定を満たす食用に適した水産食品に由来すること。

イ 本要綱に基づいて認定された漁船および認定された施設を経由すること。

ウ～オ (略)

第5 (略)

第6 水産物の衛生基準

1. ～5. (略)

6. ホタテガイ等二枚貝の最終製品の検査

(1) 認定施設において製造したホタテガイ等二枚貝の最終製品について、以下の基準を満たすことを確認するために、生産海域におけるホタテガイ等二枚貝の採捕期間中に検査を行うこと。ただし、イ及びウについては冷凍品及び加工品には適用しない。

ア～エ (略)

(2) (略)

7.・8. (略)

第7 (略)

第8 監視等の基準

1. (略)

2. 水産食品等の検査

第1～第3 (略)

第4 水産物を取り扱う施設（漁船を含む。）に関する個別基準

1. ～4. (略)

5. 魚油に関する基準

食用に供する魚油の原材料は以下の要件を満たさなければならない。

ア 本要領の規定を満たす食用に適した水産食品に由来すること。

イ 本要綱に基づいて登録された漁船および認定された施設を経由すること。

ウ～オ (略)

第5 (略)

第6 水産物の衛生基準

1. ～5. (略)

6. ホタテガイ等二枚貝の最終製品の検査

(1) 認定施設において製造したホタテガイ等二枚貝の最終製品について、以下の基準を満たすことを確認するために、生産海域におけるホタテガイ等二枚貝の採捕期間中に検査を行うこと。

ア～エ (略)

(2) (略)

7.・8. (略)

第7 (略)

第8 監視等の基準

1. (略)

2. 水産食品等の検査

(1)・(2) (略)

(3) 厚労省認定施設における水産食品の検査

ア 指名食品衛生監視員は、年1回以上、第6の2.、3.、5.、6. 及び、7. および8. の検査のための検体採取及び梱包を行い、製造者に対して、都道府県、保健所設置市、特別区の試験検査機関又は食品衛生法に定める登録検査機関（ただし、使用水の検査については、水道法に定める登録検査機関）にて検査を行うよう指示をすること。検体の採取及び梱包の際には、指名食品衛生監視員は、別紙様式38-3の検体送付票の検査員の記入欄に必要事項を記入し、2重にした合成樹脂製袋の間に入れて、封を閉じ、別紙様式39-3の封印シールを用いて封印し、凍結状態（ただし第6. 7. 8. の検体のみ冷蔵状態）とし、検体の品質保持のため、断熱材を備えた厚手の段ボール箱を用い、十分な量の冷媒とともに検体を梱包すること。ただし、梱包については、製造者が指名食品衛生監視員の監督下で行うことも可とするが、封印は指名食品衛生監視員が行うこと。なお、第6の2.、3.、5.、6. 及び7. の検査については、3年以上の検査実績があり、過去3年間の検査結果に問題が認められなかった場合には、3年間に1回以上とすることができる。

イ (略)

3. (略)

第9 (略)

第10 HACCPの具体的実施基準

1. (略)

2. 重要管理点の確定

重要管理点の確定に当たっては、次の作業を順番に従って進めること。

(1) 専門家チームの編成

ア・イ (略)

(1)・(2) (略)

(3) 厚労省認定施設における水産食品の検査

ア 指名食品衛生監視員は、年1回以上、第6の2.、3.、5.、6. 及び、7. および8. の検査のための検体採取及び梱包を行い、製造者に対して、都道府県、保健所設置市、特別区の試験検査機関又は食品衛生法に定める登録検査機関（ただし、使用水の検査については、水道法に定める登録検査機関）にて検査を行うよう指示をすること。検体の採取及び梱包の際には、指名食品衛生監視員は、別紙様式38-3の検体送付票の検査員の記入欄に必要事項を記入し、2重にした合成樹脂製袋の間に入れて、封を閉じ、別紙様式39-3の封印シールを用いて封印し、凍結状態（ただし第6. 7. 8. の検体のみ冷蔵状態）とし、検体の品質保持のため、断熱材を備えた厚手の段ボール箱を用い、十分な量の冷媒とともに検体を梱包すること。ただし、梱包については、製造者が指名食品衛生監視員の監督下で行うことも可とするが、封印は指名食品衛生監視員が行うこと。なお、第6の2.、3.、5.、6. 及び7. の検査については、3年以上の検査実績があり、過去3年間の検査結果に問題が認められなかった場合には、3年間に1回以上とすることができる。

イ (略)

3. (略)

第9 (略)

第10 HACCPの具体的実施基準

1. (略)

2. 重要管理点の確定

重要管理点の確定に当たっては、次の作業を順番に従って進めること。

(1) 専門家チームの編成

ア・イ (略)

ウ このチームは、次のスタッフで構成すること。

(ア) 担当する製品群に関する生物的、化学的又は物理的危害要因について理解している品質管理の専門技術者

(イ) ~ (エ) (略)

### 3. 製品の記述

最終製品に関しては、次の項目について記述すること。

(1) (略)

(2) 性状及び物理的、化学的特性 (例えば、固体、液体、ゲル又は乳状液、水分活性、pH)

(3) ~ (8) (略)

4. ~ 6. (略)

### 7. 危害及び管理方法のリストの作成

確認できた工程一覧表に基づいて、専門家チームは次の作業を実施すること。

(1) 個々の製造・加工ステップ (原材料及び各種材料の受入れ及び保管並びに工程中の製品の滞留を含む。) において、合理的な根拠のもとに発生することが想定される全ての潜在的な生物的、化学的又は物理的危害のリストを作成すること。ここでいう危害とは、人の健康を害するおそれがあり、EU向け輸出水産食品の取扱要綱において食品衛生の対象とされている全てのものをいう。具体的には、次の場合のいずれかをいう。

ア 原材料、中間品又は最終製品に対する、許容できない生物的 (微生物、寄生虫)、化学的又は物理的性質の汚染若しくはこれらの2次汚染

イ・ウ (略)

(2) (略)

8. ~ 11. (略)

(別添 2 - 1 ~ 別添 4 - 1) (略)

ウ このチームは、次のスタッフで構成すること。

(ア) 担当する製品群に関する生物学的、化学的又は物理学的危害要因について理解している品質管理の専門技術者

(イ) ~ (エ) (略)

### 3. 製品の記述

最終製品に関しては、次の項目について記述すること。

(1) (略)

(2) 性状及び物理学的、化学的特性 (例えば、固体、液体、ゲル又は乳状液、水分活性、pH)

(3) ~ (8) (略)

4. ~ 6. (略)

### 7. 危害及び管理方法のリストの作成

確認できた工程一覧表に基づいて、専門家チームは次の作業を実施すること。

(1) 個々の製造・加工ステップ (原材料及び各種材料の受入れ及び保管並びに工程中の製品の滞留を含む。) において、合理的な根拠のもとに発生することが想定される全ての潜在的な生物学的、化学的又は物理学的危害のリストを作成すること。ここでいう危害とは、人の健康を害するおそれがあり、EU向け輸出水産食品の取扱要綱において食品衛生の対象とされている全てのものをいう。具体的には、次の場合のいずれかをいう。

ア 原材料、中間品又は最終製品に対する、許容できない生物学的 (微生物、寄生虫)、化学的又は物理学的性質の汚染若しくはこれらの2次汚染

イ・ウ (略)

(2) (略)

8. ~ 11. (略)

(別添 2 - 1 ~ 別添 4 - 1) (略)

(別添4-2)

電子メール又はNACCSによる衛生証明書の発行申請手続

1. (略)

2. 衛生証明書の発行申請手続

(略)

(1)・(2) (略)

(3) NACCSにより発行申請を行う場合にあって、証明書発行申請書を提出する者が輸出者と異なる場合は、初回に輸出者が作成した委任状を添付すること。

(別添5～別添9) (略)

(別添10) 養殖場等認定用・都道府県符号

(別添11) (略)

(別紙様式1-1)

EU向け輸出水産食品取扱施設認定申請書

1.・2. (略)

3. 添付書類

(1) (略)

(2) 製品に関する資料(ウは国内産の原材料を用いる場合のみ記入)

ア・イ (略)

ウ 原材料を取り扱う養殖場、漁船、冷凍漁獲物運搬船、陸揚げ地、産地市場、消費地市場及び認定施設(保管のみを行う施設)のリスト(認定番号を含む)

(3)～(7) (略)

(別添4-2)

電子メール又はNACCSによる衛生証明書の発行申請手続

1. (略)

2. 衛生証明書の発行申請手続

(略)

(1)・(2) (略)

(新規)

(別添5～別添9) (略)

(別添10) 養殖場等登録用・都道府県符号

(別添11) (略)

(別紙様式1-1)

EU向け輸出水産食品取扱施設認定申請書

1.・2. (略)

3. 添付書類

(1) (略)

(2) 製品に関する資料(ウは国内産の原材料を用いる場合のみ記入)

ア・イ (略)

ウ 原材料を取り扱う養殖場、漁船、冷凍漁獲物運搬船、陸揚げ地、産地市場、消費地市場及び認定施設(保管のみを行う施設)のリスト(認定番号及び登録番号を含む)

(3)～(7) (略)

注) 施設認定手数料として収入印紙を貼付すること

(別紙様式 1 - 2)

EU向け輸出水産食品取扱施設認定申請書

1. ～ 6. (略)
7. 漁獲物 (冷凍漁獲物運搬船の場合は、運搬する漁獲物)
  - ア (略)
  - イ 冷凍漁獲物運搬船の場合、漁獲物を生産する養殖場、漁船のリスト  
(認定番号を含む)
  - ウ (略)
8. ～ 10. (略)

(別紙様式 1 - 3)

EU向け輸出水産食品取扱施設認定申請書

1. ・ 2. (略)
3. 添付書類
  - (1) (略)
  - (2) 製品に関する資料 (ウは国内産の原材料を用いる場合のみ記入)
    - ア・イ (略)
    - ウ 原材料を取り扱う養殖場、漁船、冷凍漁獲物運搬船、陸揚げ地、産地市場、消費地市場及び認定施設 (保管のみを行う施設) のリスト  
(認定番号を含む)
    - エ～キ (略)
  - (3) ～ (7) (略)

(別紙様式 1 - 4)

EU向け輸出水産食品取扱施設認定申請書

1. ・ 2. (略)
3. 添付書類
  - (1) (略)
  - (2) 製品に関する資料 (ウは国内産の原材料を用いる場合のみ記入)

(別紙様式 1 - 2)

EU向け輸出水産食品取扱施設認定申請書

1. ～ 6. (略)
7. 漁獲物 (冷凍漁獲物運搬船の場合は、運搬する漁獲物)
  - ア (略)
  - イ 冷凍漁獲物運搬船の場合、漁獲物を生産する養殖場、漁船のリスト  
(登録番号を含む)
  - ウ (略)
8. ～ 10. (略)

(別紙様式 1 - 3)

EU向け輸出水産食品取扱施設認定申請書

1. ・ 2. (略)
3. 添付書類
  - (1) (略)
  - (2) 製品に関する資料 (ウは国内産の原材料を用いる場合のみ記入)
    - ア・イ (略)
    - ウ 原材料を取り扱う養殖場、漁船、冷凍漁獲物運搬船、陸揚げ地、産地市場、消費地市場及び認定施設 (保管のみを行う施設) のリスト  
(認定番号及び登録番号を含む)
    - エ～キ (略)
  - (3) ～ (7) (略)

(別紙様式 1 - 4)

EU向け輸出水産食品取扱施設認定申請書

1. ・ 2. (略)
3. 添付書類
  - (1) (略)
  - (2) 製品に関する資料 (ウは国内産の原材料を用いる場合のみ記入)

ア・イ (略)

ウ 原材料を取り扱う養殖場、漁船、冷凍漁獲物運搬船、陸揚げ地、産地市場、消費地市場及び認定施設（保管のみを行う施設）のリスト（認定番号を含む）

エ～キ (略)

(3)～(7) (略)

(別紙様式2・別紙様式3) (略)

(別紙様式4)

EU向け輸出水産食品取扱施設確認審査申請書

1.・2. (略)

3. 添付書類

(1) (略)

(2) 製品に関する資料（ウは国内産の原材料を用いる場合のみ記入）

ア・イ (略)

ウ 原材料を取り扱う養殖場、漁船、冷凍漁獲物運搬船、陸揚げ地、産地市場、消費地市場及び認定施設（保管のみを行う施設）のリスト（認定番号を含む）

エ～キ (略)

(3)～(7) (略)

(別紙様式5-1～別紙様式11-2) (略)

(別紙様式12-1)

EU向け輸出水産食品取扱施設の認定について

年 月 日付け第 号により確認依頼のあった下記3. の冷凍船について確認したところ、当該施設がEU向け輸出水産食品取扱施設として要件を満たしていると認められるので、認定して差し支えありません。

ア・イ (略)

ウ 原材料を取り扱う養殖場、漁船、冷凍漁獲物運搬船、陸揚げ地、産地市場、消費地市場及び認定施設（保管のみを行う施設）のリスト（認定番号及び登録番号を含む）

エ～キ (略)

(3)～(7) (略)

(別紙様式2・別紙様式3) (略)

(別紙様式4)

EU向け輸出水産食品取扱施設確認審査申請書

1.・2. (略)

3. 添付書類

(1) (略)

(2) 製品に関する資料（ウは国内産の原材料を用いる場合のみ記入）

ア・イ (略)

ウ 原材料を取り扱う養殖場、漁船、冷凍漁獲物運搬船、陸揚げ地、産地市場、消費地市場及び認定施設（保管のみを行う施設）のリスト（認定番号及び登録番号を含む）

エ～キ (略)

(3)～(7) (略)

(別紙様式5-1～別紙様式11-2) (略)

(別紙様式12-1)

EU向け輸出水産食品取扱施設の認定について

年 月 日付け第 号により確認依頼のあった下記3. の冷凍船について確認したところ、当該施設が「対EU輸出水産食品の取扱について」平成21年6月4日付け食安発第0603001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通

1. ～5. (略)

(別紙様式12-2)

EU向け輸出水産食品取扱施設の認定について

年月日付け第号により確認依頼のあった下記施設について審査したところ、当該施設がEU向け輸出水産食品取扱施設として要件を満たしていると認められるので、認定して差し支えありません。

1. ～3. (略)

(別紙様式13-1～別紙様式15-2) (略)

(別紙様式16-1)

EU向け輸出水産食品取扱施設変更の承認について

年月日付け第号により変更承認の事前確認のあった下記施設について審査したところ、EU向け輸出水産食品取扱施設として要件を満たしていると認められるので、承認して差し支えありません。

1. ～4. (略)

(別紙様式16-2)

EU向け輸出水産食品取扱施設変更の承認について

知、21消安第2148号農林水産省消費・安全局長通知、21水漁第175号水産庁長官通知の別紙「対EU向け輸出水産食品の取扱要領」に基づくEU向け輸出水産食品取扱施設として要件を満たしていると認められるので、認定して差し支えありません。

1. ～5. (略)

(別紙様式12-2)

EU向け輸出水産食品取扱施設の認定について

年月日付け第号により確認依頼のあった下記施設について審査したところ、当該施設が平成21年6月4日付け食安発第0603001号・21消安第2148号・21水漁第175号に基づくEU向け輸出水産食品取扱施設として要件を満たしていると認められるので、認定して差し支えありません。

1. ～3. (略)

(別紙様式13-1～別紙様式15-2) (略)

(別紙様式16-1)

EU向け輸出水産食品取扱施設変更の承認について

年月日付け第号により変更承認の事前確認のあった下記施設について審査したところ、「対EU輸出水産食品の取扱について」平成21年6月4日付け食安発第0603001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、21消安第2148号農林水産省消費・安全局長通知、21水漁第175号水産庁長官通知の別紙「対EU向け輸出水産食品の取扱要領」に基づくEU向け輸出水産食品取扱施設として要件を満たしていると認められるので、承認して差し支えありません。

1. ～4. (略)

(別紙様式16-2)

EU向け輸出水産食品取扱施設変更の承認について

年 月 日付け第 号により変更承認の事前確認のあった下記施設について  
審査したところ、平成 21 年 6 月 4 日付け食安発第 0603001 号・21 消安第 2148  
号・21 水漁第 175 号に基づく E U 向け輸出水産食品取扱施設として要件を満た  
していると認められるので、承認して差し支えありません。

1. 2. (略)

(別紙様式 1 7)

番 号  
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

食料産業局輸出先国規制対策課長 殿

〇〇都道府県知事  
 〇〇都道府県水産部局長

冷凍船荷口確認依頼書

別添

1. 〇〇丸の E U 向け輸出水産食品取扱施設認定書 (写し)
2. ~ 4. (略)
5. その他 (必要に応じて、参考となる認定申請関係書類)

(別紙様式 1 8)

番 号  
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

〇〇都道府県水産部局長殿

〇〇都道府県知事  
食料産業局輸出先国規制対策課長

年 月 日付け第 号により変更承認の事前確認のあった下記施設について  
審査したところ、平成 21 年 6 月 4 日付け食安発第 0603001 号・21 消安第 2148  
号・21 水漁第 175 号に基づく E U 向け輸出水産食品取扱施設として要件を満た  
していると認められるので、承認して差し支えありません。

1. 2. (略)

(別紙様式 1 7)

番 号  
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

食料産業局海外輸出先国規制対策課長 殿

〇〇都道府県知事  
 〇〇都道府県水産部局長

冷凍船荷口確認依頼書

別添

1. 〇〇丸の対 E U 輸出水産食品取扱施設認定書 (写し)
2. ~ 4. (略)
5. その他 (必要に応じて、参考となる認定 (登録) 申請関係書類)

(別紙様式 1 8)

番 号  
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

〇〇都道府県水産部局長殿

〇〇都道府県知事  
食料産業局海外輸出先国規制対策課長



冷凍船荷口確認結果報告書

(別紙様式19-1)

番 号  
年 月 日

食料産業局輸出先国規制対策課長 殿

都道府県水産部局長

EU向け輸出水産食品の報告について

(別紙様式19-2) (略)

(別紙様式20)

番 号  
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

食料産業局輸出先国規制対策課長 殿

都道府県知事

都道府県水産部局長

冷凍船（又は生産漁船）監視依頼書

EU向け輸出水産食品取扱施設等として認定を受けている本県所属の〇〇丸  
に関しては、〇〇の理由により本年度、本県に帰港する予定はなく、貴県（又  
は〇〇県）の〇〇港へ入港する事が確定いたしました。つきましては、〇〇丸  
の監視に関して、監視依頼をお願いいたします。また、本船の入港予定日は、  
〇〇年〇〇月〇〇日です。

冷凍船荷口確認結果報告書

(別紙様式19-1)

番 号  
年 月 日

食料産業局海外輸出先国規制対策課長 殿

都道府県水産部局長

EU向け輸出水産食品の報告について

(別紙様式19-2) (略)

(別紙様式20)

番 号  
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

食料産業局海外輸出先国規制対策課長 殿

都道府県知事

都道府県水産部局長

冷凍船（又は生産漁船）監視依頼書

EU向け輸出水産食品取扱施設等として認定（又は登録）を受けている本県  
所属の〇〇丸に関しては、〇〇の理由により本年度、本県に帰港する予定はな  
く、貴県（又は〇〇県）の〇〇港へ入港する事が確定いたしました。つきまし  
ては、〇〇丸の監視に関して、監視依頼をお願いいたします。また、本船の入  
港予定日は、〇〇年〇〇月〇〇日です。

別添  
 1. ○○丸のEU向け輸出水産食品取扱施設認定書（写し）  
 2.・3. （略）  
 4. その他（必要に応じて、参考となる認定申請関係書類）

（別紙様式21）

番 号  
年 月 日

□□都道府県知事 殿  
 □□都道府県水産部局長 殿

○○都道府県知事  
 食料産業局輸出先国規制対策課課長

冷凍船（又は生産漁船）監視結果報告書

認定番号	EU向け輸出水産食品取扱施設等の名称	監視年月日	監視結果
○○○	○○○丸	○○年○○月○○日	

注（略）  
 別添（略）

（別紙様式22-1）

番 号  
年 月 日

食料産業局輸出先国規制対策課長 殿  
 □□都道府県水産部局長

別添  
 1. ○○丸のEU向け輸出水産食品取扱施設認定（登録）書（写し）  
 2.・3. （略）  
 4. その他（必要に応じて、参考となる認定（登録）申請関係書類）

（別紙様式21）

番 号  
年 月 日

□□都道府県知事 殿  
 □□都道府県水産部局長 殿

○○都道府県知事  
 食料産業局海外輸出先国規制対策課課長

冷凍船（又は生産漁船）監視結果報告書

認定 <u>（登録）</u> 番号	EU向け輸出水産食品取扱施設等の名称	監視年月日	監視結果
○○○	○○○丸	○○年○○月○○日	

注（略）  
 別添（略）

（別紙様式22-1）

番 号  
年 月 日

食料産業局海外輸出先国規制対策課長 殿  
 □□都道府県水産部局長

EU向け輸出水産食品取扱施設監視結果報告書

(別紙様式22-2)

番 号  
年 月 日

食料産業局輸出先国規制対策課長  
消費・安全局畜水産安全管理課長 殿  
〇〇〇厚生局食品衛生課長

都道府県、保健所設置市又は特別区衛生部局長  
水産部局長

EU向け輸出水産食品取扱施設等監視結果報告書

(別紙様式23)

冷凍船（又は生鮮漁船）帰港予定日報告書

冷凍船（又は生産漁船）の認定を受けた〇〇丸の日本への入港予定日に関して、下記のとおり報告致します。

1. 漁船名（認定番号及び船名）
- 2.・3. (略)

(別紙様式24)

冷凍船（又は生産漁船）運航計画報告書

〇〇年4月から〇〇年3月における、冷凍船（又は生産漁船）の認定を受けた〇〇丸の運航計画に関して、下記のとおり報告致します。

また、本船の日本への帰港予定日は〇〇年〇〇月です。

1. 漁船名（認定番号及び船名）
2. (略)

(別紙様式25・別紙様式26) (略)

EU向け輸出水産食品取扱施設監視結果報告書

(別紙様式22-2)

番 号  
年 月 日

食料産業局海外輸出先国規制対策課長  
消費・安全局畜水産安全管理課長 殿  
〇〇〇厚生局食品衛生課長

都道府県、保健所設置市又は特別区衛生部局長  
水産部局長

EU向け輸出水産食品取扱施設等監視結果報告書

(別紙様式23)

冷凍船（又は生鮮漁船）帰港予定日報告書

冷凍船（又は生産漁船）の認定（登録）を受けた〇〇丸の日本への入港予定日に関して、下記のとおり報告致します。

1. 漁船名（認定又は登録番号及び船名）
- 2.・3. (略)

(別紙様式24)

冷凍船（又は生産漁船）運航計画報告書

〇〇年4月から〇〇年3月における、冷凍船の認定（又は生産漁船の登録）を受けた〇〇丸の運航計画に関して、下記のとおり報告致します。

また、本船の日本への帰港予定日は〇〇年〇〇月です。

1. 漁船名（認定（又は登録）番号及び船名）
2. (略)

(別紙様式25・別紙様式26) (略)

(別紙様式 27)

EU向け輸出水産食品取扱施設（市場）認定申請書

1. ～ 5. (略)

(別紙様式 28・別紙様式 29) (略)

(別紙様式 30)

EU向け輸出水産食品取扱施設（養殖場）認定申請書

EU輸出水産食品取扱施設（養殖場）として認定を受けたく、下記のとおり関係書類を添えて申請します。なお、認定後に施設の認定番号、名称及び所在地等を公表することを了承します。

(別紙様式 31)

EU向け輸出水産食品取扱施設（生産漁船）認定申請書

EU向け輸出水産食品取扱施設（生産漁船）として認定を受けたく、下記のとおり関係書類を添えて申請します。なお、認定後に施設の認定番号、名称及び所在地等を公表することを了承します。

1. ～ 9. (略)

(別紙様式 32) (略)

(別紙様式 33)

EU向け輸出水産食品取扱施設等変更承認書

年 月 日に申請のあったEU向け輸出水産食品取扱施設等の変更を承認したので通知します。

1. ～ 3. (略)

4. 認定番号

5. ・ 6. (略)

(別紙様式 27)

EU向け輸出水産食品取扱施設（市場）認定申請書

1. ～ 5. (略)

注）市場の場合は、施設認定手数料として収入印紙を貼付すること

(別紙様式 28・別紙様式 29) (略)

(別紙様式 30)

EU向け輸出水産食品取扱施設（養殖場）認定申請書

EU輸出水産食品取扱施設（養殖場）として認定を受けたく、下記のとおり関係書類を添えて申請します。なお、認定後に施設の登録番号、名称及び所在地等を公表することを了承します。

(別紙様式 31)

EU向け輸出水産食品取扱施設（生産漁船）認定申請書

対EU輸出水産食品取扱施設（生産漁船）として登録を受けたく、下記のとおり関係書類を添えて申請します。なお、登録後に施設の登録番号、名称及び所在地等を公表することを了承します。

1. ～ 9. (略)

(別紙様式 32) (略)

(別紙様式 33)

EU向け輸出水産食品取扱施設等変更承認書

年 月 日に申請のあった対EU輸出水産食品取扱施設等の変更を承認したので通知します。

1. ～ 3. (略)

4. 登録番号

5. ・ 6. (略)

(別紙様式 3 4)

E U向け輸出水産食品取扱施設等の変更承認について

1. ～ 3. (略)

4. 添付書類

(1) E U向け輸出水産食品取扱施設等変更認定書 (写し)

(2) E U向け輸出水産食品取扱施設等変更認定申請書 (写し)

(3) (略)

(別紙様式 3 5) (略)

(別紙様式 3 6)

E U向け輸出水産食品取扱施設認定取消通知書

1. ・ 2. (略)

3. 認定番号

4. (略)

(別紙様式 3 7～別紙様式 3 9 - 1) (略)

(別紙様式 3 9 - 2)

〇〇検査検体採取封印シール様式

E U向け輸出水産食品

〇〇検査用検体

検体番号〇〇 採取年月日〇〇

サンプル採取者

(冷凍船監視員又は食料産業局長が指名した者) \_\_\_\_\_

(別紙様式 3 4)

E U向け輸出水産食品取扱施設等の変更承認について

1. ～ 3. (略)

4. 添付書類

(1) E U向け輸出水産食品取扱施設等変更登録書 (写し)

(2) E U向け輸出水産食品取扱施設等変更登録申請書 (写し)

(3) (略)

(別紙様式 3 5) (略)

(別紙様式 3 6)

E U向け輸出水産食品取扱施設認定取消通知書

1. ・ 2. (略)

3. 登録番号

4. (略)

(別紙様式 3 7～別紙様式 3 9 - 1) (略)

(別紙様式 3 9 - 2)

〇〇検査検体採取封印シール様式

E U向け輸出水産食品

〇〇検査用検体

検体番号〇〇 採取年月日〇〇

サンプル採取者

(冷凍船監視員又は水産庁が指名した者) \_\_\_\_\_

(別紙様式 3 9 - 3 ~ 別紙様式 4 2 - 1) (略)

(別紙様式 4 2 - 2)

EU向け輸出水産食品取扱市場認定に係るスクリーニング結果通知

1. ~ 3. (略)

4. 輸出水産物

5. (略)

(別紙様式 4 2 - 3)

EU向け輸出水産食品取扱市場認定に係るスクリーニング結果について

(別紙様式 4 3 - 1 ~ 別紙様式 4 3 - 4) (略)

(別紙様式 3 9 - 3 ~ 別紙様式 4 2 - 1) (略)

(別紙様式 4 2 - 2)

EU向け輸出水産食品取扱市場認定に係るスクリーニング結果通知

1. ~ 3. (略)

4. 輸出水産物品目

5. (略)

(別紙様式 4 2 - 3)

EU向け輸出水産食品取扱市場登録に係るスクリーニング結果について

(別紙様式 4 3 - 1 ~ 別紙様式 4 3 - 4) (略)